

續字彙補、漫字註曰、音斐、日本有甲斐州見平壤錄、亦作甲斐ト、和爾雅ニコレヲ引テ云、作峴斐者並非、斐字是ト、近代細本ニテ製スル文字、神皇等アレドモ、郡國ノ名ヲ命シ玉フニ、和字ヲ用ルコトナシ、斐ヲ字ヲ草書ニ書タルヲ見アヤマリ、或ハ書アヤマリテ、遂ニ峴字ト覺タルナリ、唐人ノ遠キコトヲモ、筆マタニ記シ置クコト是ニテシルベシ、シカレバ今ハ直ニ峴字ヲ書モ宜カルベキニヤ、郡ニ輯後ト云アリ、氏ニ志峴ト云アリ、何モ同例ナリ、今ハ多ク斐字ヲ書ク、コレモ無キ字ナリ、

〔峠中紀行上〕寛永丙戌秋余祖徳與省吾奉使適峠國語、謂峠爲甲斐、地皆峠、故得名而之名行久矣、人不識其爲峠也。

〔倭訓采前編六〕かひ 山のかひは倭名抄に峠をよめり間の義也、日本紀に谷字をよむも同じ、熊谷榛谷など此訓を用ひ、國の甲斐も峠の義也、

〔古事記傳二十七〕甲斐、名義山の峠なる由なりと云説宣し加此は間と同也、

〔諸國名義考上〕甲斐

和名抄に甲斐在八代郡、名義は鴨祐之が大八州記に甲斐之爲言洞也、飼養駒馬之謂、因以爲國號乎といへり、旧本書紀雄略天皇十三年、甲斐黒駒云々をあり、略中さて古事記傳に、山の峠なる由なり、加此は間と同じ云々と云れつるぞよろしかるべき、今其國のさまを思ふに山々群立る間に民屋ありて、峠の國ともいふべきさまなり、和名抄に、峠山間、峠處也俗云三山乃加比、とあり、

〔甲斐名勝志〕夫甲斐國は、山嶽四方に連なり、郡郷其間にあり、甲斐は峠の假字也、倭名抄、峠は山間、陝處、俗云山乃加比とあれば、山のかひの意もて、名付たる國の號なるべし、峠は間也、阿加同韻にて通する也、風土記には介賓、日本紀には柯彼、續日本紀には歌斐とも書り、皆假字がきなり、中略一説に、甲斐國は諸國に勝れて、果の美き國なり、斐の字、木實と讀字なり、故木の實に甲たりと云意にて、甲斐と名付しと云、今字彙及正字通を見るに、斐の字、木の實と訓する義なし、假令木の